

わがまち特例一覧

※固定資産税→「固定」 都市計画税→「都計」 と表記する。
(令和8年7月10日時点の地方税法及び静岡市税条例に基づいています。)

番号	特例対象【税目】	市の特例割合	根拠法令・条項		取得時期	適用期間
			地方税法	市税条例		
1	家庭的保育事業の用に直接供する資産（保育児童が5人以下の施設） 【固定：家屋・償却資産 都計：家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	第349条の3第27項	第65条の2第1項	－	期限なし
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産（認可を受けたベビーシッター）【固定：家屋・償却資産 都計：家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	第349条の3第28項	第65条の2第2項	－	期限なし
3	事業所内保育事業の用に直接供する資産（保育児童が5人以下の施設） 【固定：家屋・償却資産 都計：家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	第349条の3第29項	第65条の2第3項	－	期限なし
4	公共の危害防止施設等（污水又は廃液の処理施設）【固定：償却】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第2項第1号	附則第19条の2第1項	R7.11.21～ R10.3.31	期限なし
5	公共の危害防止施設等（下水道除害施設） 【固定：償却資産】	価格の4/5に課税標準額を軽減	附則第15条第2項第5号	附則第19条の2第2項	R7.11.21～ R10.3.31	期限なし
6	都市再生特別措置法における認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 【固定：家屋】	価格の3/5(又は1/2)に課税標準額を軽減	附則第15条第13項	附則第19条の2第3項	R5.4.1～ R11.3.31	5年度分
7	津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づく津波対策の用に供する港湾施設等【固定：償却資産】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第20項	附則第19条の2第4項	H28.4.1～ R10.3.31	5年度分
8	津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定された指定避難施設の用に供する家屋 【固定：家屋】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第21項第1号	附則第19条の2第5項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分
9	津波防災地域づくりに関する法律に基づく協定避難施設の用に供する家屋 【固定：家屋】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第21項第2号	附則第19条の2第6項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分

10	津波防災地域づくりに関する法律に基づく協定避難施設の用に供する家屋（警戒区域内に建設予定又は建築中の建物） 【固定：家屋】	価格の 1/2 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 21 項第 3 号	附則第 19 条の 2 第 7 項	H30. 4. 1 ～ R9. 3. 31	5 年度分
11	津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設 【固定：償却資産】	価格の 2/3 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 21 項第 1 号	附則第 19 条の 2 第 8 項	H30. 4. 1 ～ R9. 3. 31	5 年度分
12	津波防災地域づくりに関する法律の規定する管理協定が締結された協定避難施設【固定：償却資産】	価格の 1/2 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 22 項第 2 号	附則第 19 条の 2 第 9 項	H30. 4. 1 ～ R9. 3. 31	5 年度分
13	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光：ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 水力発電：5,000kW 未満 地熱発電：1,000kW 以上 バイオマス発電：10,000kW 未満） 【固定：償却資産】	価格の 1/3 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 24 項第 1 号	附則第 19 条の 2 第 10 項～第 13 項	R8. 4. 1～ R11. 3. 31	3 年度分
14	再生可能エネルギー発電設備 （風力発電：再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備） 【固定：償却資産】	価格の 7/10 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 24 項第 2 号	附則第 19 条の 2 第 14 項	R8. 4. 1～ R11. 3. 31	3 年度分
15	再生可能エネルギー発電設備 （①風力発電：港湾法に基づく洋上風力発電 ②風力発電：温対法、農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電 ③地熱発電：1,000kW 未満） 【固定：償却資産】	①価格の 5/6 に課税標準額を軽減 ②及び③価格の 1/2 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 24 項第 3 号	附則第 19 条の 2 第 15 項～第 17 項	R8. 4. 1～ R11. 3. 31	3 年度分
16	再生可能エネルギー発電設備 （水力：5,000kW 以上） 【固定：償却資産】	価格の 7/12 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 24 項第 4 号	附則第 19 条の 2 第 18 項	R8. 4. 1～ R11. 3. 31	3 年度分
17	洪水浸水想定区域等における避難の確保、浸水の防止を図るための設備 【固定：償却資産】	価格の 2/3 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 27 項	附則第 19 条の 2 第 21 項	H29. 4. 1 ～ R11. 3. 31	5 年度分

18	緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地【固定・都計：土地】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第31項	附則第19条の2第22項	H29.6.15～ R9.3.31	3年度分
19	浸水被害軽減地区内の土地【固定・都計：土地】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第35項	附則第19条の2第23項	R2.4.1～ R11.3.31	3年度分
20	一体型滞在快適性等向上事業【固定：土地・家屋・償却資産 都計：土地・家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	附則第15条第36項	附則第19条の2第24項	R8.4.1～ R10.3.31	5年度分
21	雨水貯留浸透施設【固定：償却資産】	価格の1/3に課税標準額を軽減	附則第15条第39項	附則第19条の2第25項	R3.11.1～ R9.3.31	期限なし
22	貯留機能保全区域【固定・都計：土地】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第40項	附則第19条の2第26項	R4.4.1～ R10.3.31	3年度分
23	サービス付き高齢者向け賃貸住宅【固定：家屋】	税額を2/3に軽減	附則第15条の8第2項	附則第19条の2第27項	H27.4.1～ R9.3.31	5年度分
24	新築された日から20年以上を経過し、大規模の修繕等が行われたマンション【固定：家屋】	税額を1/3に軽減	附則第15条の9の3	附則第19条の2第28項	R5.4.1～ R9.3.31	1年度分

【その他特例の詳細又は提出書類等のお手続きについては下記までお問合せください。】

●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に関するお問い合わせ●

【葵区】 土地：054-221-1046 家屋：054-221-1047

【駿河区】 土地：054-221-1546 家屋 054-221-1547

【清水市税事務所】 土地：054-354-2080 家屋：054-354-2082

●固定資産税（償却資産）に関するお問い合わせ●

財政局税務部固定資産税課 054-221-1048

●条例の改正等に関する問い合わせ●

財政局税務部税制課 054-221-1029